

金融商品取引法に関する法律の概要

公認会計士 ^{あべ}阿部 ^{みつまさ}光成

1. はじめに

平成19年9月30日から、証券取引法は金融商品取引法と呼称され、全面的に施行されることとなった。

これに関連して次の法律が公布されている。本稿では、金融商品取引法に関するこれらの法律のうちディスクロージャーに関連する部分について解説を行う。

なお、平成19年8月22日付けで、金融庁から証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係ガイドライン（案）として、四半期財務諸表等規則ガイドライン、企業内容等開示ガイドライン、財務諸表等規則ガイドラインなどの新設又は改正の案が公表されている（<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20070822-1.html>）。意見募集の期間は平成19年9月20日までである。

① 8月3日付け

- 証券取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
- 証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

② 8月10日付け

- 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令
- 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
- 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

③ 8月15日付け

- 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令
 - － 企業内容等の開示に関する内閣府令
 - － 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令
 - － 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
 - － 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
 - － 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
 - － 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

2. 証券取引法等の一部を改正する法律

1) 施行日

施行日は、平成19年9月30日である（証券取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第232号））。

金融商品取引法の「四半期報告制度」、「内部統制報告制度」及び「確認書制度」の適用は、平成20年4月1日以降に開始する事業年度からである。

2) 上場会社の開示規制の充実

① 有価証券報告書の提出義務の免除

株券又は優先出資証券に係る募集又は売出しに際して有価証券届出書を提出したことにより有価証券報告書の提出をしなければならない会社は、直近5事業年度のすべての末日における株券又は優先出資証券の所有者数が300名に満たない場合には、承認を受けることにより、当該提出義務の免除を受けることができる（金商法施行令3条の5・4条の10）。

この規定は、施行日以後に到来する事業年度末日

において、施行日前に終了した事業年度を含め、過去5事業年度の末日における株主数により判断することになる。当該規定は、各事業年度の末日において判断されるので、適用除外要件を満たす場合には、当該事業年度に係る有価証券報告書から提出の免除を受けることができることになる（金融庁の「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」の132ページ）。

② 非上場の有報提出会社に係る開示義務

四半期報告制度、内部統制報告制度及び有価証券報告書の記載内容に係る確認書制度の対象は、株券の上場会社（優先出資証券を上場する協同組織金融機関を含む）とされている（金商法施行令4条の2の5・4条の2の7・4条の2の10）。

このため、非上場の有報提出会社については、四半期報告制度、内部統制報告制度及び有価証券報告書の記載内容に係る確認書についての提出義務はないことになる（金融庁の「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」の133ページ）。

③ 四半期報告書の提出期限

四半期報告書の提出期限は、各期間（第4四半期を除く）経過後45日以内とされている。ただし、銀行・保険会社の第2四半期報告書については、当該期間経過後60日以内とされている（金商法施行令4条の2の10）。

3. 開示府令関係

1) 確認書制度

① 確認書の記載事項等

代表者の役職氏名のほか、会社が、財務報告に関し、代表者に準じる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名等を記載することとされている（改正後開示府令17条の5第1項・4号の2様式（内国会社）・9号の2様式（外国会社））。

有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項その他の確認書の記載事項及び様式について、4号の2様式（内国会社）と9号の2様式（外国会社）が定められている（改正後開示府令17条の5第1項）。

これらは四半期報告書及び半期報告書についても準用される（改正後開示府令17条の5第3・4項）。

2) 四半期報告制度

① 四半期報告書

四半期報告書の様式を新設し、主な開示内容が次のように定められている（改正後開示府令17条の6第1項）。

四半期報告の様式として、4号の3様式（内国会社）・9号の3様式（外国会社）が定められている。

イ. 企業の概況

- 主要な経営指標等の推移
- 事業の内容、関係会社の状況（四半期において重要な変更等があった場合に開示）
- 従業員の状況（詳細については四半期において重要な変更等があった場合に開示）

ロ. 事業の状況

- 生産、受注及び販売の状況
- 経営上の重要な契約等（四半期において重要な変更等があった場合に開示）
- 財政状態及び経営成績の分析

ハ. 設備の状況（四半期において重要な変更等があった場合に開示）

二. 提出会社の状況

- 株式等の状況（大株主の状況については、第2四半期のみ開示）
- 株価の推移
- 役員状況（四半期報告書提出日までに異動があった場合に開示）

ホ. 経理の状況

- 四半期連結財務諸表（連結財務諸表を作成していない場合は四半期財務諸表）
- 第2四半期のみ、特定の事業を行う会社について「中間財務諸表」を開示

ヘ. 提出会社の保証会社等の情報

② 特定の事業に係る規定

第2四半期に係る四半期報告書において、中間連結財務諸表及び中間財務諸表の開示を求める特定の事業として、次の業種が規定されている（改正後開示府令17条の6第2項）。

イ. 銀行法に定める銀行業（外国銀行が行う事業を除く）及び銀行持株会社が行う事業

ロ. 保険業法に定める保険業（外国の保険業者が行う事業を除く）及び保険持株会社（子会社である保険会社の株式の価額の合計額が当該保険持株会社の総資産の額に占める割合が100分の50を超えるものに限る）が行う事業

八、信用金庫法に定める事業（全国を地区とする信用金庫連合会が行う事業に限る）

4. 監査証明府令の改正

1) 監査証明の手続

四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表に関する監査証明は、それを実施した公認会計士又は監査法人が作成する四半期レビュー報告書により行うこととされている（改正後監査証明府令3条）。

2) 四半期レビュー報告書

四半期レビュー報告書の記載内容として次のものが規定されている（改正後監査証明府令4条）。

- イ、四半期レビューの対象
- ロ、実施した四半期レビューの概要
- ハ、四半期レビューの対象となった四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかについての結論
- ニ、追記情報
- ホ、公認会計士法25条2項の規定により明示すべき利害関係

3) 四半期レビュー概要書

金融商品取引法第193条の2第5項の規定により提出すべき報告又は資料の一部として財務諸表等の監査証明に関する内閣府令で定めている監査概要書及び中間監査概要書に加え、四半期レビュー概要書が規定されている（改正後監査証明府令5条・4号様式）。

5. 財務諸表等規則等の改正

1) 関連当事者の開示に関する会計基準

関連当事者の開示に関する会計基準に合わせて、次のように連結財務諸表規則などが改正されている（改正後財規8条17項・8条の10・8条の10の2、改正後連結財規15条の4・15条の4の2・15条の4の3）。

① 関連当事者の範囲の拡大

- イ、財務諸表提出会社の親会社に、会社のほか組合、会社や組合に準ずる事業体を追加する。
- ロ、財務諸表提出会社の親会社の役員及びその近親者を追加する。さらに、連結財務諸表規則においては、連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びその近親者を追加する。
- ハ、ロの改正に伴い、それらの者が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を追加する。

② 関連当事者との取引等に関する注記の拡大

- イ、関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権又は破産更生債権等に区分されている場合には、当該債権に対する貸倒引当金残高及び貸倒引当金繰入額等を注記する。
- ロ、財務諸表提出会社に親会社が存在する場合には、その名称、金融商品取引所に上場している場合にはその旨及び当該金融商品取引所の名称、金融商品取引所に上場していない場合にはその旨を注記する。
- ハ、財務諸表提出会社に重要な関連会社が存在する場合には、当該関連会社の貸借対照表及び損益計算書の主要な項目（流動資産合計、固定資産合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計、売上高、税引前当期純損益、当期純損益）の金額を注記する。

2) リース取引に関する会計基準

リース取引に関する会計基準に合わせて、次のように連結財務諸表規則などが改正されている。

① 貸借対照表項目の追加

- すべてのファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に準じた会計処理を行うこととされたことに伴い、以下の項目が貸借対照表項目として追加されている（改正後財規17条等、改正後連結財規23条等、改正後中間財規13条等、改正後中間連結財規25条等）。
- イ、リース物件の貸主として、流動資産及び投資その他の資産の項目に「リース債権」及び「リース投資資産」を追加する。
 - ロ、リース物件の借主として、有形固定資産及び無形固定資産の項目に「リース資産」、流動負債及び固定負債の項目に「リース債務」を追加する。

② リース取引に関する注記事項の変更

ファイナンス・リース取引について、これまでの注記事項に代えて以下の事項を注記することとされている（改正後財規8条の6、改正後連結財規15条の3、改正後中間財規5条の3、改正後中間連結財規15条）。

- イ. 提出会社がリース物件の借主である場合には、重要なリース資産の内容及びリース資産の減価償却の方法
- ロ. 提出会社がリース物件の貸主である場合には、重要性の乏しい場合を除き、
 - (i) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額、見積残存価額部分の金額及び受取利息相当額、並びに
 - (ii) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額について、貸借対照表日後5年内における1年ごとの回収予定額及び5年超の回収予定額

6. 四半期財務諸表等規則

四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法を定めるための内閣府令が新設されている。

1) 総則

- ① 四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等について変更した場合に注記する（四半期財規5条）。
- ② 簡便な会計処理及び四半期特有の会計処理を適用した場合に、その旨及びその内容を注記する（四半期財規6条・7条）。
- ③ 有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記等については、前事業年度末に比して著しい変動が認められる場合に注記する（四半期財規9条・10条等）。

2) 四半期財務諸表

連結財務諸表を作成していない場合、財務諸表は四半期財務諸表を開示することとし、以下の3種類で構成される。

四半期損益計算書については、四半期会計期間（3か月）に係るもの及び四半期累計期間（期首からの累計期間）に係るものを開示する。

株主資本については、その金額に前年度末と比較して著しい変動があった場合に主な変動事由を注記する（四半期財規82条）。

- ① 四半期貸借対照表（1号様式）
- ② 四半期損益計算書（2号様式・3号様式）
- ③ 四半期キャッシュ・フロー計算書（4号様式・5号様式）

3) 区分表示

資産、負債、販売費及び一般管理費等について、独立掲記する主要な項目を定めるほか、区分掲記を求める数値基準が次のように定められている（四半期財規30条・44条・61条等）。

- ① 貸借対照表項目：資産総額等の10/100超又はそれ以下であっても区分することが適切な場合
- ② 損益計算書項目：販売費及び一般管理費の合計額等の20/100超又はそれ以下であっても区分することが適切な場合

7. 四半期連結財務諸表規則

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法を定めるための内閣府令が新設されている。

1) 総則

- ① 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等について変更した場合に注記する（四半期連結財規10条）。
- ② 簡便な会計処理及び四半期特有の会計処理を適用した場合に、その旨及びその内容を注記する（四半期連結財規11条・12条）。
- ③ 有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記等については、前連結会計年度末に比して著しい変動が認められる場合に注記する（四半期連結財規16条・17条等）。

2) 四半期連結財務諸表

財務諸表は四半期連結財務諸表を開示することとし、以下の3種類で構成される。

四半期連結損益計算書については、四半期連結会計期間（3か月）に係るもの及び四半期連結累計期間（期首からの累計期間）に係るものを開示する。

株主資本については、その金額に前年度末と比較して著しい変動があった場合に主な変動事由を注記する（四半期連結財規92条）。

- ① 四半期連結貸借対照表（4号様式）
- ② 四半期連結損益計算書（5号様式・6号様式）
- ③ 四半期連結キャッシュ・フロー計算書（7号様式・8号様式）

3) 区分表示

資産、負債、販売費及び一般管理費等について、独立掲記する主要な項目を定めるほか、区分掲記を求める数値基準が次のように定められている（四半期連結財規35条・49条・69条等）。

- ① 貸借対照表項目：資産総額等の10/100超又はそれ以下であっても区分することが適切な場合
- ② 損益計算書項目：販売費及び一般管理費の合計額等の20/100超又はそれ以下であっても区分することが適切な場合

8. 内部統制府令

金融商品取引法24条の4の4（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価）及び193条の2（公認会計士又は監査法人による監査証明）の規定の委任を受けて「内部統制報告制度」に関する所要の事項を定めるための内閣府令が新設されている。

1) 適用の一般原則

- ① 内部統制報告書の用語、様式及び作成方法は、この府令の定めるところによるものとし、この府令において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従うものとする。
- ② 内部統制報告書の監査証明は、内部統制報告書の監査を実施した公認会計士又は監査法人が一般に公正妥当と認められる内部統制の監査に関する基準及び慣行に従って実施した監査の結果に基づいて作成する内部統制監査報告書により行うものとする。
- ③ 企業会計審議会により公表された内部統制の評価及び監査に関する基準は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価及び監査に関する基準に該当するものとする。

2) 内部統制の体制

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制は、当該会社における財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制をいう。

3) 内部統制報告書の記載事項等

内部統制報告書の様式及び主な記載事項が次のように定められている（内部統制府令4条）。

内部統制報告書作成の基準日は、当該会社の事業年度の末日と定められている（内部統制府令5条）。

- イ. 代表者の役職氏名等
代表者の役職氏名のほか、会社が、財務報告に関し、代表者に準じる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名等
- ロ. 財務報告に係る内部統制の基本的枠組み
- ハ. 内部統制の評価の範囲、基準日及び評価手続
- ニ. 評価結果
- ホ. 付記事項
期末日後に、重要な欠陥を是正するために実施した措置がある場合には、その内容等

4) 内部統制監査報告書等の記載事項等

内部統制監査報告書の主な記載事項が次のように定められている。

- 内部統制監査報告書は財務諸表監査の監査報告書と合わせて作成することになる。
- イ. 内部統制監査の対象
 - ロ. 内部統制監査の概要
 - ハ. 内部統制報告書に対する監査人の意見
 - ニ. 追記情報
監査人が説明又は強調することが適当であると判断した事項

5) SECに登録している本邦上場企業の財務報告に係る内部統制

米国証券取引委員会（SEC）に登録している本邦上場企業の財務報告に係る内部統制報告書の作成に当たっては、米国式連結財務諸表を提出することについて、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものと認めるときは、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、米国における用語、様式及び作成方法によることができるとされている（内部統制府令14条～17条）。

その際、前記規定を適用しないで作成する場合との主要な相違点等の開示が求められている。

以上